

第 10 回

静岡市社会の大きな力と知を活かした根拠と共感に基づく市政変革研究会

次 第

日時：令和 8 年 6 月 30 日（火）

9 時 30 分から 12 時

会場：静岡市役所静岡庁舎

8 階市長公室及びオンライン

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 会長挨拶
- 4 事務局説明（進め方 等）
- 5 分科会報告
- 6 市政変革ディスカッション
 テーマ① 稼ぐ都市への転換
 テーマ② 市民が幸せを感じられる都市像
- 7 市長コメント
- 8 閉会

静岡市社会の大きな力と知を活かした根拠と共感に基づく市政変革研究会 委員名簿

2026年4月1日現在（五十音順、敬称略）

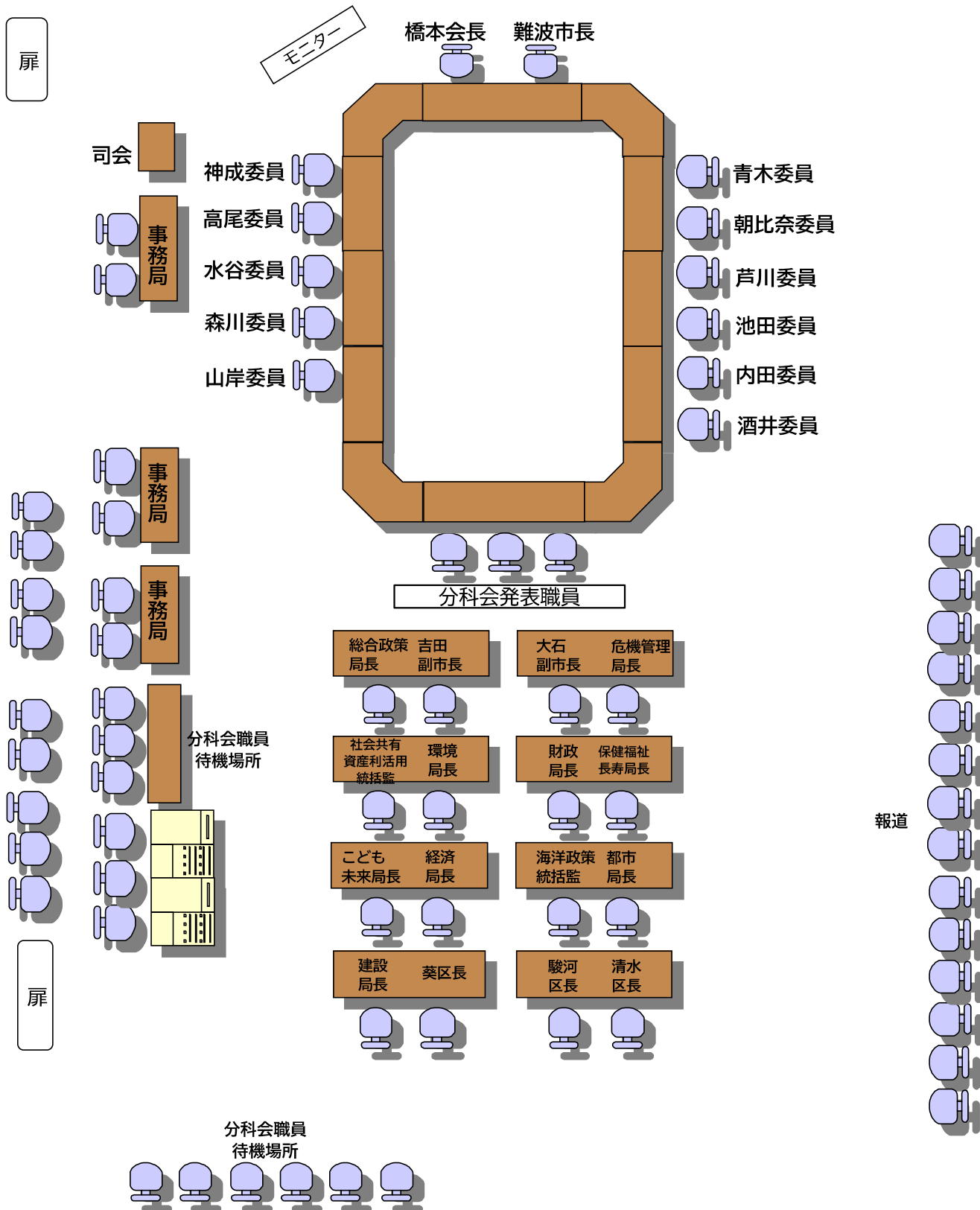
氏名	所属・役職	主たる専門分野	出欠状況
あおき しげき 青木 成樹	日本エヌ・ユー・エス株式会社 技術顧問 一般財団法人マリンオープンイノベーション機構 特任研究員	地域産業分析	出席
あさひな いちろう 朝比奈 一郎	青山社中株式会社 筆頭代表 CEO 福井県立大学 客員教授 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院 客員教授	行政改革・公務員制度改革、 地域活性化、 リーダーシップ・人材育成	出席
あしかわ としひろ 芦川 敏洋	公益社団法人静岡県病院協会 専任アドバイザー 静岡県立大学 非常勤講師兼客員共同研究員	公共経済学、地域経済分析	出席
いけだ けいこ 池田 恵子	静岡大学グローバル共創科学部 教授 減災と男女共同参画 研修推進センター 共同代表	男女共同参画、地域防災	出席
うちだ はるひさ 内田 晴久	東海大学教養学部人間環境学科 教授	材料科学、エネルギー、 創造性教育	出席
くろいし まさあき 黒石 匡昭	PA パートナース株式会社 代表取締役 公認会計士	行財政改革、公共調達	欠席
さかい さとし 酒井 敏	静岡県立大学グローバル地域センター 特任教授 副学長	地球流体力学	出席
しんじょう あつし 神 成 淳司	慶応義塾大学環境情報学部 教授 内閣官房イノベーション戦略調整官	情報政策、データガバナンス、 アグリテック、フードサイエンス	出席
たかお まきこ 高尾 真紀子	法政大学大学院地域創造インスティテュート 教授	福祉、ウェルビーイング	出席
はしもと まさひろ ◎橋本 正洋	東京科学大学 名誉教授 一般財団法人マリンオープンイノベーション機構 理事・統括プロデューサー	イノベーション学	出席
みずたに よういち 水谷 洋一	静岡大学グローバル共創科学部 教授 地域創造学環長、地域創造教育センター長	環境経済学・環境政策	出席
もりかわ たかゆき 森川 高行	名古屋大学 未来社会創造機構 モビリティ社会研究所 名誉教授・特任教授	次世代交通システム	出席
やまぎし ゆうき 山岸 祐己	静岡理工科大学情報学部 准教授 株式会社良品計画 客員研究員 浜松医科大学医学部 訪問共同研究員	AI、DX、統計学	出席

※◎は会長

以上 13 名

第10回 静岡市社会の大きな力と知を活かした根拠と共感に基づく市政変革研究会

席次（静岡庁舎新館8階 市長公室）



「静岡市社会の大きな力と知を活かした根拠と共感に基づく市政変革研究会」分科会一覧

	分類	分科会名	主な研究内容	参画委員	分科会職員所属課
1	継続	人口減少対策	人口減少要因調査・分析	・橋本会長 ・山岸委員 ・青木委員 ・朝比奈委員 ・山岸委員	人事課 総合政策課 社会的包摂推進課 こども未来課 こども若者応援課 商業労政課 住宅政策課
2	継続	産業構造	産業関連表、企業誘致、ロールモデル、経済効果・経済波及効果	・橋本会長 ・青木委員 ・朝比奈委員 ・芦川委員 ・山岸委員	産業基盤強化本部 産業政策課 産業振興課 商業労政課 都市計画課 総合政策課（統計分析）
3	継続	新共助社会	自治会等地域で活動する団体の連携	・池田委員	市民自治推進課 危機管理課 DX推進課 葵区地域総務課 駿河区地域総務課 清水区地域総務課 地域包括ケア推進課 福祉総務課 障害福祉企画課 高齢者福祉課 こども若者応援課 教育総務課
4	継続	市民の声を聴くシステム	市民の声を聴くシステム	・橋本会長 ・池田委員 ・高尾委員	広報課 総務課 市民自治推進課 こども未来課 こども若者応援課
5	継続	DX 都市・交通	自動運転、新たな交通システム	・森川委員 ・山岸委員	交通政策課 BX推進課
6	継続	GX 脱炭素社会	カーボンニュートラル、SDGs	・水谷委員 ・内田委員	GX推進課 森林経営管理課
7	継続	持続可能な食	生産・調達、加工、流通、消費	・神成委員	産業基盤強化本部 産業政策課 中央卸売市場 農業政策課 学校給食課
8	新規	次世代行政サービス	新清水庁舎建設における次世代型のオフィス、窓口機能	・池田委員 ・黒石委員 ・神成委員	総務課 社会共有資産利活用推進課 DX推進課 庁舎管理課 清水区地域総務課 清水市税事務所 戸籍管理課 福祉総務課

※分科会の参画委員は、現時点で参画いただいている委員を記載している。

第 10 回

静岡市社会の大きな力と知を活かした根拠と共感に基づく市政変革研究会
進め方

1 本日の進め方

(1) 分科会報告

- ・前年度から継続している7つの分科会のうち「新共助社会」「市民の声を聴くシステム」「DX 都市・交通」「GX 脱炭素社会」「持続可能な食」の5つの分科会は、事務局から一括して報告を行う。
- ・本年度から組織改正により取組の強化を図っている「人口減少対策」、具体的な取組の方針が定められるなど大幅な進捗が確認された「産業構造」、本年度から新たに設置した「次世代行政サービス」の3つの分科会は、目指す姿や現状・課題、取組の方向性などについて、分科会に参加している職員から報告する。

【報告時間の目安】

人口減少対策分科会・産業構造分科会：5分程度

次世代行政サービス分科会：8分程度

(2) 市政変革ディスカッション

① 概要

市政変革研究会の委員及び市長により、特定の討論テーマを設定したディスカッションを実施し、「新たな気づき」につながる問題提起や、多角的な視点からの意見交換により、本市の次なる政策立案や、今後、分科会が取り組むべき研究内容の検討につなげる。

② 参加者

市政変革研究会委員、市長

③ テーマ

ア 稼ぐ都市への転換

イ 市民が幸せを感じられる都市像

④ 進め方

以下の流れにより2テーマ実施する。 ※1テーマあたり30分を目安とする。

進行方法

ア 静岡市における現状認識（市長）

↓

イ 課題解決に向けた提案・意見交換（各委員）

↓

ウ まとめ・講評（橋本会長）

2 次回以降の日程について

(1) 研究会（全体会議）

進捗状況等を共有するため、2026 年 10 月と 2027 年 3 月に研究会を開催する。

【各回の日時及び内容】

第 11 回 2026 年 10 月 13 日（火）13:00～15:30 ※当初御案内から変更しています。

①各分科会の進捗状況の報告

②2027 年度当初予算要求を行う取組案の共有

第 12 回 2027 年 3 月 24 日（水）13:30～16:00

①各分科会の進捗状況の報告

②2027 年度当初予算への反映状況の共有

③次年度以降の研究に関するお知らせ

(2) 分科会

・本年度の研究内容に従い、適宜開催する。

静岡市社会の大きな力と知を活かした根拠と共感に基づく市政変革研究会設置要綱

(目的)

第1条 静岡市は、社会経済の将来動向や最新の科学技術に精通し広い視野を持つ外部有識者等から意見を求め、「社会の大きな力」と「世界の大きな知」を活かした社会課題の解決や新たな静岡市の価値・魅力の創造に繋げる共創の仕組みづくりを進めるため、静岡市社会の大きな力と知を活かした根拠と共感に基づく市政変革研究会（以下「研究会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 研究会は、本市の各種政策形成の促進に資するため、次に掲げる事項について、委員の意見を聴き、又は委員との意見交換を行うものとする。

(1) デジタル・トランスフォーメーション（DX）、グリーン・トランスフォーメーション（GX）、ブルー・トランスフォーメーション（BX）等の社会変革に関する基本的な考え方、将来動向に関すること。

(2) 社会経済の将来動向や最新の科学技術を踏まえた本市の施策の方向性に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 研究会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 社会経済の将来動向や最新の科学技術に関し優れた識見を有する者

(2) 地方自治体の政策執行に関し優れた識見を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 研究会に会長を置く。

2 会長は、市長が指名する。

3 会長は、研究会の会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、研究会に属する委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会の会議は、会長が招集する。

- 2 研究会は、必要があると認めるときは、研究会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、総合政策局総合政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月24日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に市長が委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。